

がん患者医療用ウィッグ等助成事業 補助対象

	補助対象	対象外
ウィッグ	・全頭用ウィッグ (ただし、頭皮にふれる部分が帽子素材でできており、その全面に毛がついているものも含む) ・部分用ウィッグ ・頭皮保護用ネット (ウィッグと同時に申請する場合のみ) ※医療用かどうかに関わらず、がん治療の副作用を原因とする脱毛を補正するためのウィッグであれば対象。 (JIS 規格適合品以外でも対象)	・帽子の裾に毛が付いているもの ・頭皮保護用ネットのみの申請 ・付属品 (くしやクリナー等)
乳房補整具	・補整下着 (補整パッドと下着が一体になったもの) ・補整パッド ・人工乳房 (肌に直接接着させて使うもの) ※補整パッド又は人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着(市販されている一般的な下着を含む)は、補整パッド又は人工乳房と共に補助申請をする場合のみ対象とします。	・補整機能のない下着(市販されている一般的な下着を含む)のみの申請 ・バストタイムカバー (入浴時に乳房を保護する)
エビテーゼ	顔面や手指等の欠損を補う人工の装具 (人工乳房除く) ※令和8年4月1日以降に購入したもの。	